

地上デジタルテレビジョン放送局の予備免許に当たっての要請

地上テレビジョン放送は国民生活に欠くことのできない基幹的情報提供メディアであり、そのデジタル化は、家庭におけるIT基盤を形成し、日本発の新しいIT社会構築の原動力となるものであります。

このような意義にかんがみ、今般、地上デジタルテレビジョン放送局の予備免許に当たり、放送法、電波法の目的に沿って、その円滑な普及を図り、放送普及基本計画の規定に沿って地上アナログテレビジョン放送からの移行を完了するため、特に次の事項に配慮することを要請します。

- 1 高画質・高音質の放送番組の一層の実施に努めるとともに、双方向機能を生かした放送サービス、移動体での受信にも対応する放送サービスの早期実施等デジタル技術の特性を生かした放送の実施に努めること。
- 2 字幕放送、解説放送等の視聴覚障害者、高齢者に十分配慮した放送番組をできる限り多く設けるよう努めること。
- 3 地上アナログテレビジョン放送から地上デジタルテレビジョン放送への円滑な移行を確保し、2011年（平成23年）に地上アナログテレビジョン放送を終了するという放送普及基本計画の規定に沿って、
 - (1) アナログ周波数変更対策等の進ちょくに合わせて、順次、親局のカバーエリアの拡大に努めること。
 - (2) できるだけ早い段階で既設地上アナログテレビジョン放送の放送区域と同等の区域において地上デジタルテレビジョン放送が可能となるよう、中継局の積極的な建設に努めること。
- 4 地上テレビジョン放送のデジタル化の意義、地上デジタルテレビジョン放送の開始時期やエリア拡大、アナログ周波数変更対策の実施等に関する周知・広報に努めること。

また、視聴者相談室等の視聴者からの相談窓口機能を活用し、地上デジタルテレビジョン放送に関する各種問合せ、相談等に積極的に対応するよう努めること。